みよし市緑の基本計画策定委員会議事要旨

H22.12.6(月) 13:30~16:00 みよし市役所4階402会議室

【出席者】

(委員:敬称略)

曽田忠宏、倉橋洋子、加藤俊博、鈴木昭弘、鳥居鐐一、天石惇郎、伊豆原充、鈴木ともよ、 青木眞由美、増岡義弘

[欠席:、鈴木清貴、近藤剛正、伊藤文一]

(アドバイザー)

愛知県公園緑地課 企画・景観グループ 板津主査、同事業・都市緑化グループ 志賀主査、 愛知県豊田加茂建設事務所 総務課企画・防災グループ 市川主査

(事務局)

岡田経済建設部長、水野経済建設部副参事、深田経済建設部次長、林農地専門監、 椎葉みどりの推進課長、細野都市計画課長、宇野都市計画課主幹、杉山都市計画課係長、 橋本都市計画課主査、芳村都市計画課主事

(傍聴者)

1名

【配布資料】

- •議事次第
- ・みどりと景観計画(案)
- ・みどりと景観計画(案)及び(仮称)水と緑の風景を守り育てる条例(案)に寄せられた意見と みよし市の考え方
- ・今後のスケジュール(案)
- ・保田ヶ池ワークショップ資料

【議事】

1. 曽田委員長あいさつ

2. 報告事項①

説明資料 「みどりと景観計画(案)」

3. 報告事項①に関する委員からの意見と回答

委員

子供や孫たちのために、絵に描いた餅にしないでほしい。市民の一人として、計画の実現 に向かって協力したい。

お金がかかるかもしれないが、みんなで協力して、みんなで汗をかいて計画実現に努力していく必要がある。

4. 報告事項②

説明資料 「みどりと景観計画(案)及び(仮称)水と緑の風景を守り育てる条例(案)に寄せられた意見とみよし市の考え方」

5. 報告事項②に関する委員からの意見と回答

委員

みどりと計画のパブコメに関する広報の内容がわかりにくい。パブコメも重要ですが、この計画で6つの地区を指定していますので、事務局が6つの地域に出向いて市民の意見をヒアリングする予定はありますか。

事務局

今のところ地域単位での説明は考えていません。広報で載せられる情報量には限りがありますので、補足する形で市役所内の情報プラザやメグリア内にあるサンネット、都市計画課に計画案を置いたり、インターネットでの閲覧できるような対策をとらせていただいています。

6. 報告事項③

説明資料 「今後のスケジュール(案)」

7. 報告事項③に関する委員からの意見と回答

委員

保田ヶ池面積の拡張面積はどれだけですか

事務局

既存面積が 11.1ha、拡張面積は 2.2ha で南側に拡張します。

委員長

条例について一般に全部適用する前に、まちづくり土地利用条例で規制してあるもの等については一部周知期間としてやっていこうとしているのですか。

事務局

計画自体が公表された時点で一般住宅全てが届出対象行為となってしまうので、条例によって一般住宅や小規模建築物は届出対象行為から除外するように規定しています。周知期間だけ除くのではなくて、条例、計画の効力が開始する時点から届出対象行為となるような意図で計画と条例を同時に7月1日からの施行を計画しています。

副委員長

順次対象を広げるということですが、前もって何年から規制がかかるということを住民に 知らせるのですか。

事務局

前もって何年からというのは、現段階では明示はできません。

計画と条例の施行は、平成 23 年 7 月 1 日からの施行ですが、行為の制限をするのに 3 ヶ月の周知期間を設けます。今回の条例は委任条例と自主条例があります。緑の計画関係は自主条例で、その自主条例を 4 月 1 日から施行し、委任条例の行為制限は周知期間を設けようと考えています。まちづくり土地利用条例の中で周辺の住民の方に影響を及ぼすようなものが特定開発事業として既に定義されていますから、それらを基本として 7 月 1 日から施行します。その後は順次エリアを広げていく年次計画という考え方ではなく、条例の中に地区みどりと景観まちづくり協議会という組織をつくることができる規定がありますので、ある地区が固まってこのようなまちづくりや景観づくりをしていきたいという意思表示を受け、こういった地区がなるべく早くできるよう努力していきたいし、こういった地区があれば、新しく作った条例で市としても認定して、助言、助成をしていきたいと考えています。

委員長

条例が施行されるとこうなるということを市民へ周知徹底するにはどうすれば良いか説明をお願いします。

事務局

計画は4月1日に公表していきますが、実際、特に知っていなければいけないのが、建物を建築する事業者ということとなります。4月から建築指導課で事業者向けに概要書を作成する予定です。4月以前にも事前にパンフレット、リーフレット等でお知らせすることを計画しています。

7月1日からは、特定開発事業を主として対象にするのみであって、個人の方が住宅を建てることは適用除外となります。

委員

地区の住民が自発的に市に提言していかなければいけないか。

事務局

なかなか地区の住民からの提言は難しいと思いますので、景観アクションプランの中で市 民に対する情報提供や PR 等を考えております。

委員

建築協定が定められている地区は、どの条例で守られるのか。

事務局

建築協定は建築基準法で規定さてれおり、開発の段階で住民の方には守っていただいています。

また、あざぶの丘に関しては、その地区のまちづくりの単なる協定で、法的根拠はありません。事業者とも打合せを始めているところですが、手法として都市計画で景観地区の地区計画を決定すると同時に、今回作る条例のほかに新たな条例の制定が必要になります。

委員

一度、個人宅を適用除外で良いと決めてから、その後新たに規制をかけるのは難しい。個 人宅の許容範囲を制約できるような文言を計画に入れるのか。

事務局

各個人の建物まで基準をもって規制していくのは難しいです。とりあえずまちづくり条例の特定開発事業と工作物に限定させてもらいました。今の条例の案の中ではみどりと景観計画に適合するように努めなければならないといった努力規定になっているので、行政としての指導はできます。また地元から景観形成に関しての意見が頂けるのが一番まちづくりに関して良いと考えております。

アドバイザー

届出対象行為の適用除外は、あくまで届出の対象ではないのであって、個人は景観形成基準に適合しなくてもいいという訳ではないです。市民の方にもご理解頂きたい。

建築協定を自主的に結んでいる地区もあると思いますが、様々な法律の範囲でできること、できないということはあります。先程の計画区域内の工作物の規制については、景観法の中で定めることができます。

8. 報告事項④

説明資料 保田ヶ池ワークショップ資料(スライドにて説明)

9. 報告事項④に関する委員からの意見と回答

委員

現在の保田ヶ池公園の樹林区域の中に、フィールドアスレチックがあるが、全く使用されていないと思いますが、ワークショップの中でどのように評価されていますか。また、道路を挟んでサンアートの第3駐車場がありますがワークショップの中で話題になりましたか。

委員

フィールドアスレチックはそのまま充実していきたいという意見が多かったです。現時点でもかなり老朽化したアスレチックは取り外されていて、新しいものだけが設置されているという状態だったので、全く使用されていないわけではありません。

事務局

アスレチックの遊具につきましては、平日の利用はかなり少ないですけど、土日につきましては利用者のために、シルバー人材センターから管理者として来ていただいています。

委員

駐車場の件はワークショップでは保田ヶ池の拡大の部分の中での駐車場の利用で計画しています。

委員

ワークショップで、サンアートを含めた一体的な計画を立てた方が良いのではないか。

事務局

ワークショップの件ですけど、既に拡大された部分についての施設や機能を対象にしております。フィールドアスレチックの存続や改修等議論しております。サンアートの第3駐車

場の扱い方の件ですけど、サンアートを管理する教育委員会にもお話させていただき、保田 ケ池公園を来る人が利用しても構わないとのことでした。ただ、サンアートでイベントがあ る時は使用できませんとの回答をいただきました。

委員

保田ヶ池周辺は現在多くの散策者がみえます。保田ヶ池を拡張した部分も安全に散策できますか。

事務局

ワークショップの中では今ある外周と拡大する部分とは行き来ができるように設定する 計画になっています。またサンアート側からスロープで公園側へ降りてくる部分があります が、縦勾配になっているので危険であるとの話もありますので、既設の園路の修繕も必要に なってくると考えております。

委員

保田ヶ池公園拡張は大賛成ですけど、みよし市は北部の福谷公園、中部の三好公園、南部の細口公園を3大公園として計画してきた。福谷公園もぜひ整備を進めてもらいたい。遺産相続によって地権者が市外の人にどんどん変わっていってしまうので、早急に計画を進めてほしい。

委員

保田ヶ池公園を整備することが決定した理由と経緯が聞きたい。

事務局

新総合計画で保田ヶ池公園の南側を拡張するように定められ、それに基づいて都市計画と して具体的なエリアを定めて 2.2ha 市民参加をもって計画づくりを行いました。

委員

畑総との関係は。

事務局

市は保田ヶ池公園を拡張したいという意向を持っていますし、畑総側としてもこの区域を 他の事業に充てられるということで市に依頼がありました。両者の協議の中で、市としても 公園が拡張できるメリットがあるということで決定しました。

委員

サンアートの第3駐車場を保田ヶ池公園の利用者が使うことはできないですか。管理者は違うと思いますが、サンアートの利用者も保田ヶ池公園の利用者も市民であるので、それぞれ区別する必要はないと思うのですが。

事務局

サンアートは公演やイベント等の利用者数の想定をします。公演等を開催する場合には、 その利用者の駐車場を確保する必要がありますが、駐車場を使ってない場合には、保田ヶ池 公園利用者が第3駐車場を利用することは問題ありません。

委員

保田ヶ池公園に駐車場を設置する場合には、安全管理には十分配慮する必要があります。

委員

ビオトープ等維持費がかかるような計画は、できるだけ避けた方がいい。維持費がかかる から水を流していないというような施設がある。

事務局

ワークショップでの計画づくりは、基本的なビジョンと考えておりますので、実施の段階 で安全性や経済性等も考慮して検討していきます。

委員長

「ぼたぽんニュース」というワークショップの広報紙は大変上手にできているので、市民 に伝える予定はありますか。

委員

行政が作成しているわけではなく、ワークショップを運営している NPO の市民ネットワークが、活動報告紙として作成しており、ワークショップの参加者のみへの配布としています。

委員長

市民のみなさんに活動状況等がわかるように行政が上手にPRする必要があると思います。

8. その他

保育園の芝生化 (スライドにて説明)

委員長

費用はどれだけかかりましたか。

事務局

すみれ保育園では約80万円程度で、芝生とスプリンクラーを設置しました。

委員長

冬芝は毎年撒かなければいけませんか。

事務局

毎年、手で種を撒きます。

委員

この芝生は農薬を撒きましたか。

事務局

撒いていません。農薬なしで管理できます。